

# 第 11 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 5 月 28 日)

1. 開催日時 令和3年5月28日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13		14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	
7	山田博敏	8		9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 71 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
議案第 72 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
議案第 74 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
議案第 75 号 農地法第5条の許可申請について  
議案第 76 号 非農地証明願いについて

- 報告第 41 号 農地法第4条の届出について  
報告第 42 号 農地法第5条の届出について  
報告第 43 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第 44 号 農地法第3条の3第1項の届出について  
報告第 45 号 農地の賃借料情報の提供について

- 協議第 15 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第11回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号3番 松田宗史委員と委員番号19番 佐藤純子委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第71号 農地法第3条賃借権の設定についてから議案第76号 非農地証明願いについてまでの議案6件、報告案件5件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は総会の最後に検討委員会の報告と、終了後に研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。  それでは、議案第71号 農地法第3条賃借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	17番の片伯部です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は出北、3筆ありますが、現況は2枚の田んぼになっております。貸人が出北在住、借りが柚の木田町の株式会社の代表の方です。契約期間が5年間、借り人の状況は24,394㎡、労力人は7人で、理由は経営規模拡大です。 この案件は横山推進委員がマッチングをしまして、隣近所を作っている株式会社には是非借りてくれないかと奔走して頂き、それが叶った案件です。 5月24日に横山推進委員と私とで現地確認を致しました。用水路もしっかりしていますので、立地条件的には何も問題なかったもので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠を説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、た

議 長	<p>だ今、片伯部委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第72号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。それでは整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井 本 委 員	<p>委員番号2番の井本です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は北川町川内名で、田10筆2,912㎡、畑2筆901㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係で北川町川内名に同居しています。</p> <p>5月23日に私と矢野推進委員、譲渡人の奥様、譲受人の4人で現地調査を行いました。譲渡人が高齢のために息子さんに贈与するものです。地元では親子とも信頼されている方々で、何ら問題はありませぬ。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p>
牧 野 委 員	<p>委員番号4番の牧野です。整理番号2番についてご説明致します。所在は小野町で田1筆1,018㎡です。譲渡人、譲受人とも小野町在住です。</p> <p>5月23日に譲受人と私と甲斐(秀)推進委員とで現地調査を行いました。以前から譲受人が耕作している土地であり、水稻を永年作っております。地域との調和要件も何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>

大 戸 委 員	<p>委員番号8番の大戸です。整理番号3番についてご説明致します。農地の所在地は北浦町古江で畑4筆の1,071㎡です。譲渡人、譲受人とも北浦町古江在住です。2人は親子関係になります。今回、贈与ということでの申請となりました。</p> <p>5月22日に譲受人と松原委員と私とで現地調査を行いました。現地にはお茶が植えられており、しっかりと管理されており、今後もお茶を栽培したいとのことでした。地域との調和要件も特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号4番、5番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号4番、5番についてご説明致します。まず4番案件ですが、所在は下伊形町で畑2筆の合計277㎡です。譲渡人は門川町在住、譲受人は下伊形町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>5月25日に高橋(利)推進委員と甲斐(安)推進委員、譲受人、私と4人で現地調査を行いました。現地は少々竹が生えているのですが、境界等は竹が切られて明確になっていました。譲受人の農地が境界のすぐ隣にあるのですが、そこから入って重機を入れて、竹を除いて畑として管理していきたいということでした。地域との調和要件等も特に問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に5番案件ですが、所在は塩浜町で田1筆の1,010㎡です。譲渡人は長浜町在住、譲受人は若葉町在住の方です。理由としては経営規模拡大となっています。</p> <p>同じく5月25日に甲斐(安)推進委員と高橋(利)推進委員、譲受人、私と4人で現地調査を行いました。この農地は譲受人が以前より作付けしており、地域との調和要件等も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠を説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページから6ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

		何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)	
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局		はい。それでは議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は 7 ページから 8 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5 年間又は 10 年間の使用貸借権及び賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)	
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 74 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、整理番号 3 番については、委員番号 4 番 牧野博文委員

	<p>と関連がございますので退室後の審議とさせていただきます。</p> <p>それでは整理番号1番及び2番について事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第74号 農用地利用集積計画の決定について、整理番号1番及び2番について説明致します。議案書は10ページになります。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、整理番号1番は、野地町の田1筆、800㎡、また、整理番号2番も野地町の田1筆、132㎡の所有権移転となっています。</p> <p>譲受人は地域の担い手として水稻を中心に農業をされており、今回の農地につきましても、田として利用する計画となっています。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして整理番号3番について審議致します。牧野博文委員は退室をお願い致します。</p> <p>(牧野委員退席)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>整理番号3番について説明致します。議案書は10ページです。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。片田町の田1筆、989㎡の所有権移転となっています。</p> <p>譲受人は地域の担い手として水稻を中心に農業をされており、今回の農地につきましても、田として利用する計画となっています。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 牧野博文委員の入室をお願い致します。  (牧野委員入室)  続きまして、議案第 75 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号 1 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	はい。委員番号 15 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明致します。所在は北方町角田地区、畑 1 筆、175 m <sup>2</sup> です。譲渡人、譲受人共に北方町角田在住の方です。理由は一般住宅ということです。5月 24 日に私と甲斐(正)推進委員、事務局、県の担当者、譲受人と現地調査を致しました。この土地は以前から譲受人が管理しており、この際、家屋を解体して後ろに移ろうということです。1 段高くなっているところで、浄化槽は既設の浄化槽がありますので、それを使うということです。污水関係も対策をしっかりしてくれと要望しておきました。何ら問題ないと思われしますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	委員番号 17 番の片伯部です。整理番号 2 番についてご説明致します。所在は長浜町、地目は田、495 m <sup>2</sup> です。譲渡人は出北在住、譲受人は川原崎町在住の方です。譲受人は建築業をしており、資材置き場として使いたいということでした。 5月 24 日に県の担当者 1 人、事務局 2 人、私と横山推進委員、譲受人の代理の方とで

<p>議 長</p>	<p>現地調査を行いました。地目は田ですが既に埋め立てられていまして、一段高い状態でした。西側に用水がありますが、西側には擁壁を施し、土が漏れないようにするということでした。用水関係は何ら問題なく、東側の用水に関しては排水路ということで、用水ではないので何ら問題ないということで確認を致しました。</p> <p>一応、地目が田になっており、追認ということですが、営農に関しては何ら支障が無いと思います。</p>
<p>原 田 委 員</p>	<p>最後に、整理番号3番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号18番の原田です。整理番号3番についてご説明致します。所在は大門町、地目は田、面積は751㎡で市街化調整区域内の農地です。譲渡人は大門町在住の方で、譲受人は柚の木田町在住の食品販売業をやっている方です。現在営業している店舗の駐車場が手狭なため、駐車場を拡張したいとのことでした。</p> <p>5月24日に譲受人と私と梅田推進委員、事務局、県の担当の方と現地調査を行いました。買い物客が多い時には駐車場にすぐに入らず、車が道路に並ぶことがあるということでした。国道10号と無鹿バイパスの交差点の間で事故が発生するのが心配と言われていました。現地は駐車場と同じくらいの高さになっており、同じ高さで整備したいとのこと、耐震上の問題は無いと思われまます。国道10号と無鹿バイパス沿いの農地でありますので、付近の農地への影響も無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。まず整理番号1番についてですが、農地区分は第2種農地となっています。2種農地の転用につきましては、付近に3種農地が無い場合など原則許可となるため、立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また一般基準につきましては、申請地は道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとなっており、また、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断いたしました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、第1種農地となります。1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、譲受人は代替地検討のほか、今後本地域に新居を構え建築業の拠点にするため新居から近い場所を選定し資材置場として利用する計画であります。この申請地は周辺に家屋が連なりそれらに接続して業務上必要な施設として設置されることから、1種農地の例外規定である集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断いたしました。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請地は既に埋め立てられた状態となっており追認申請ですが、始末書が提出されているほか、道路法や建築基準法に基づく協議も行われ支障なしとなっております。また、資材置場整備への資力や実現性、計画は妥当であり、排水等周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番につきましては、市役所東海支所が近くに存在する第3種農地となり立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また一般基準につきましては、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとなっており、駐車場転用の資力や実現性、計画は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第76号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号9番の高橋です。整理番号1番についてご説明致します。所在は赤水町、畑、99㎡です。申請人は桜小路在住の方で、現況は山林となっております。申請理由としては、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>5月25日に高橋(利)推進委員と甲斐(安)推進委員と私と3人で現地調査を行いました。場所は赤水町内に入った山の斜面です。下の方には空き家があって、そこまで行ったのですが、なかなか通路を確保することができなくて、下の方から見て判断しました。航空写真の通りで、農地に返すことはできないということで、非農地判断としました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いします。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第41号 農地法第4条の届出についてです。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書の19ページに記載しておりますが、2件の届出があり、畑が2筆の575㎡の転用となっております。</p> <p>次に報告第42号 農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の21ページから22ページに記載しております。全部で12件の届出があり、田が8筆の1,309㎡、畑が9筆の1,583㎡、合計17筆2,892㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第43号 農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の24ページから31ページに記載しております。全部で19件の届出があり、田が174筆139,291㎡、畑が1筆2,940㎡、合計175筆の142,231㎡の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第44号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。</p> <p>議案書の33ページから34ページに記載しております。全部で6件の届出があり、田が15筆の6,726㎡、畑が16筆の5,048㎡、合計31筆の11,774㎡となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>最後に、報告第45号 農地の賃借料情報の提供について説明致します。議案書は36ページとなります。</p> <p>農地法第52条で農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっております。議案書に記載されている表は、令和2年1月から令和2年12月までに農地法第3条や農用地利用集計計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。</p> <p>田と畑の部に分けて、旧地区の延岡市、北方町、北浦町、北川町の4地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。データ数は筆数です。本市の賃貸借は大半が物納のため、60kg当たりを15,000円で換算しておりま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。金額については表中のとおりで情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、次に協議第 15 号 農用地利用配分計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、協議第 15 号 農用地利用配分計画（案）について説明致します。こちらは、先程議案第 73 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 38 ページの整理番号 1 番と 2 番が差木野地区での集積の取り組みとなっております。2 名の出し手から計 2 筆 919 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、細見地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 38 ページの整理番号 3 番です。1 名の出し手から計 1 筆 1,505 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、沖田第一地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 38 ページの整理番号 4 番から 7 番です。1 名の出し手から計 4 筆、2,970 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、個別案件の集積の取り組みについて説明します。</p> <p>議案書は 38 ページの整理番号 8 番から 39 ページの整理番号 14 番です。1 名の出し手から計 7 筆、8,018 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>最後に、耕作者変更に伴う再配分について説明します。</p> <p>議案書は 38 ページの整理番号 15 番から 53 ページの整理番号 193 番です。65 名の出し手から計 179 筆、143,180 ㎡の農地を個人 2 名、2 法人の方に配分する計画となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、以上を持ちまして第 11 回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      甲 斐 壽 徳

3 番      松 田 宗 史

19 番      佐 藤 純 子